

法人番号をお持ちの方へ

英語表記で

世界に情報発信しませんか

英語を使う人は
世界中にいるよ！



国税庁法人番号公表サイトでは、
英語表記の名称・所在地を公表できる。

1. 法人番号・名称・所在地を**世界中に発信！**
2. 国税庁は国連及び国際標準化機構の発番機関コード取得済
→ **法人番号は世界で使える企業コード**

**英語表記には
申込みが必要！**

今からでも遅くないよ。
英語で情報発信してみよう！
登録方法は裏面を見てね。

国税庁法人番号公表サイト（英語表記登録フォーム）

法人番号英語表記登録



(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/eigotouroku/>)



国税庁（法人番号7000012050002）

英語表記の登録のしかた

- ① 英語表記登録フォーム※1にて英語表記情報の入力・送信
- ② 送信票の印刷
- ③ 送信票＋**法人確認書類**の提出（郵送又は持参）※2



法人確認書類（写しでも可）の具体例は、

- ・印鑑証明書
 - ・国税又は地方税の領収証書
 - ・納税証明書
 - ・社会保険料の領収証書
 - ・定款、寄付行為、規則又は規約
- 6か月以内に取得したものに限り
ます。

などです。

（注）上記のうちいずれか一つをご提出ください。

※1 英語表記登録フォーム

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/eigotouroku/>

※2 提出先

〒113-8582

東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎

国税庁長官官房企画課法人番号管理室

英語表記の公表

国税庁において登録内容の確認を行い、国税庁法人番号公表サイトの英語版Webページ（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/>）にて以下の情報を公表します。



- ① 法人番号
- ② 商号又は名称（英語表記）
- ③ 本店又は主たる事務所の所在地（英語表記）
- ④ ②又は③の異動履歴（英語表記）

送信票及び法人確認書類が届いた日
から一週間程度で公表されるよ！



英語表記のメリット

- 1 英語で**世界に情報発信**できます。
- 2 海外の取引先から法人番号の照会を受けた場合に**速やかに対応**できます。
- 3 税関に対し**容易に法人番号を示す**ことができます。

※ 一部の経済連携協定では、日本から貨物を輸出する際に法人番号を記載することとなっており、輸出先の税関で英語版Webページにより法人番号を確認する場合があります。

英語表記の登録してみようかなあ



国際的な企業コードとして利用

国税庁を発番機関として国連及び国際標準化機構（ISO）に登録し、「発番機関コード」を取得しています。
国税庁に付与された**発番機関コードと法人番号を組み合わせる**ことにより、電子商取引や電子タグを利用した物流等において、国内のみならず**国際的にも、法人番号を共通の企業コードとして利用**できます。

○ 国税に係るマイナンバー制度に関する最新情報

国税庁 マイナンバー



○ 法人番号のことなら国税庁法人番号公表サイト

法人番号公表サイト



○ 英語表記の登録手続に関するお問合せのほか、法人番号の指定、公表及び通知に関するお問合せは、国税庁法人番号管理室で受け付けています。

・ 国税庁法人番号管理室 0120-053-161（無料）8時45分～18時（土日祝日・年末年始を除きます。）

・ IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、03-5800-1081 におかけください。（通話料金がかかります。）

○ 国税に関する質問は、最寄りの税務署又は電話相談センターへお問い合わせください。